

都道府県・政令指定都市名	10 群馬県
--------------	--------

時点:2021年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	生活こども部 生活こども課 男女共同参画室
担 当 職 員 数	3 人 (専任 3 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	群馬県男女共同参画推進協議会
設置年月日(西暦)・根拠	1998年4月23日 根拠: 群馬県男女共同参画推進協議会設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	群馬県男女共同参画推進委員会
設置年月日(西暦)	2008年10月1日
構 成 員	15 人 (女性 8 人、男性 7 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西 暦 )	2021 年 4 月 ~ 2025 年 3 月
名 称	第5次群馬県男女共同参画基本計画
改定・見直しの予定時期	2025年4月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	2
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	群馬県男女共同参画推進条例
	公 布 日 ( 西 暦 )	2004年3月24日
	施 行 日 ( 西 暦 )	2004年4月1日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2021年4月1日	2:その他(西暦)	
目 標 値	(西暦)	年度まで	%	2025年度までに45%以上(構成員の男女比については均衡を要する)	
根 拠	第5次群馬県男女共同参画基本計画				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律、政令、条例に基づき設置している審議会のうち、群馬県が定める「各種審議会・委員会等への女性の参画促進要領」に基づき一部除外したものと及び行政委員会				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 89 )うち女性委員を含む審議会等数( 84 )		
			延総委員等数( 1,016 )延女性委員等数( 387 )	女性比率( 38.1 )	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 87 )うち女性委員を含む審議会等数( 84 )		
			延総委員等数( 1,103 )延女性委員等数( 395 )	女性比率( 35.8 )	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 36 )うち女性委員を含む審議会等数( 34 )		
			延総委員等数( 662 )延女性委員等数( 230 )	女性比率( 34.7 )	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 8 )うち女性委員を含む審議会等数( 6 )		
			延総委員等数( 54 )延女性委員等数( 14 )	女性比率( 25.9 )	
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	286 人	( 2021 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1		
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1		
	そ の 他	( 人材名簿については「一部公表」である )			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2021年4月1日	2:その他(西暦)									
	管理職総数	(人)	女性管理職の内訳										
			うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)	
本庁	計	387	37	9.6	17	5	29.4	34	0	0.0	336	32	9.5
	うち一般行政職	310	34	11.0	17	5	29.4	14	0	0.0	279	29	10.4
支庁・地方事務所等	計	537	60	11.2	0	0		30	1	3.3	507	59	11.6
	うち一般行政職	357	22	6.2	0	0		17	1	5.9	340	21	6.2
全体	計	924	97	10.5	17	5	29.4	64	1	1.6	843	91	10.8
	うち一般行政職	667	56	8.4	17	5	29.4	31	1	3.2	619	50	8.1
再掲	警察関係	88	1	1.1	0	0		24	0	0.0	64	1	1.6
	教育委員会	61	2	3.3	0	0		3	0	0.0	58	2	3.4

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	286	36	12.6	1,328
	うち一般行政職	223	28	12.6	619	195	31.5
支庁・地方事 務所等	計	270	66	24.4	2,216	608	27.4
	うち一般行政職	145	24	16.6	850	245	28.8
全体	計	556	102	18.3	3,544	907	25.6
	うち一般行政職	368	52	14.1	1,469	440	30.0
再掲	警察関係	80	11	13.8	1,368	151	11.0
	教育委員会	50	7	14.0	255	66	25.9

問7-3 新規昇任者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

		課長相当職			課長補佐 相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	37	3	8.1	76	13	17.1	110	17	15.5
	うち一般行政職	22	3	13.6	55	8	14.5	31	5	16.1
支庁・地方事 務所等	計	80	14	17.5	46	16	34.8	95	37	38.9
	うち一般行政職	53	4	7.5	23	8	34.8	35	16	45.7
全体	計	117	17	14.5	122	29	23.8	205	54	26.3
	うち一般行政職	75	7	9.3	78	16	20.5	66	21	31.8
再掲	警察関係	23	1	4.3	22	4	18.2	112	18	16.1
	教育委員会	2	0	0.0	7	0	0.0	1	0	0.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経 験 年 数	遠隔地 での 長期研 修(4週間 以上)	遠隔地 での 勤務経 験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○					○	◎			○	※部局等の推薦○は知事部局・教育委員会／経験年数○は、教育委員会／本人の希望○は知事部局・教育委員会
補佐級	○		○			○	◎			○	※昇任試験○は警察本部／部局等の推薦○は知事部局、教育委員会／経験年数○は教育委員会、警察本部／本人の希望○は知事部局、教育委員会／※警察本部経験年数：産休期間は全て経験年数に通算し、育休期間は2分の1の期間を通算する
係長級	○		○			○	◎			○	※昇任試験○は警察本部／部局等の推薦○は知事部局、教育委員会／本人の希望○は知事部局、教育委員会／※警察本部経験年数：産休期間は全て経験年数に通算し、育休期間は2分の1の期間を通算する

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	2,234	243	10.9
昇格試験			

問7-6 女性公務員の採用状況(2020年4月1日～2021年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体	377	131	34.7
うち 上級	224	70	31.3
うち一般行政職	195	73	37.4
うち 上級	146	51	34.9
うち警察関係	123	28	22.8
うち 上級	48	10	20.8

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1. 明記した規定があり、認めている。
2. 明記した規定はないが、運用上認めている。
3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。
4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	群馬県職員旧姓使用要綱／群馬県警察職員旧姓使用事務取扱要綱の制定について(通達)／群馬県教育委員会事
該当部分の条文(本文)	群馬県職員旧制使用要綱 第1条 この要綱は、知事の事務部局及び労働委員会事務局(以下「知事部局等」という。)に勤務する一般職に属する常勤職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して、必要な事項を定めるものとする。／群馬県警察職員旧姓使用事務取扱要綱の制定について(通達)／群馬県教育委員会事務局等職員旧姓使用要綱第2条、第3条、別表／※ 企業局では、知事部局の要綱に準じて運用している。／

問7-9: 防災・危機管理(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし、出先機関は除く。)への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2021年4月1日	2:その他(西暦)

防災・危機管 理部局 職員数(人)	うち女性		うち管理 職数(人)	うち女性	
	数(人)	比率(%)		数(人)	比率(%)
40	3	7.5	6	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名称	ぐんま男女共同参画センター			愛称・通称	とらいあぐるん	
設置年月日(西暦)	2009年4月1日			施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号: 371-0026 住所: 群馬県前橋市大手町1-13-12 電話番号: 027-224-2211 FAX番号: 027-224-2214 ホームページ: https://www.pref.gunma.jp/07/p03100039.html					
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名: 群馬県(ぐんま男女共同参画センター)) ) 指定管理者(名称: ) ) その他( ) ) 2. 事業運営○ 直営(担当部局名: 群馬県(ぐんま男女共同参画センター)) ) 指定管理者(名称: ) ) その他( ) )					
職員数	常勤	5	人、	非常勤	5	人 予算額 2021年度 20,917 千円
主な事業 (男女共同参画・女性に関するもの) ※ 実施しているもの:○	○ 1. 広報啓発(主な事項 センター通信の発行、県ホームページからの情報発信 ) ) ○ 2. 講座(主な事項: 男女共同参画セミナー、女性のチャレンジ支援講座 ) ) ○ 3. 相談事業(主な事項 家族間の役割や協力関係、性差に関する悩み等の電話相談(男性、女性) ) ) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 男女共同参画に係る資料(図書・行政資料・雑誌等)を収集し、貸出を実施 ) ) ○ 5. 苦情処理(主な事項 ) ) ○ 6. 交流促進(主な事項 登録団体制度(協同事業、交流会等) ) ) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: ) ) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項: ) ) ○ 9. 調査研究(主な事項 男女共同参画データブック(統計データ)、コロナ禍による影響調査 ) ) ○ 10. その他(主な事項: 貸室事業 ) )					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 群馬県女性団体連絡協議会 2. 無 名称等:	加盟団体数	20	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会員数		
問10-4 活動内容 ※ 実施しているもの:○	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容: )				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名称: ) (概要: ) 7. その他 (内容: )	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 ○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
---

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 (内容: )
---

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	2020年度予算 (千円)	2021年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	92,341	92,739	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.012 %	0.012 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの：○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	○
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓(具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○		○
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○		○
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○		○
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1.有 2.無)		1	1
1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	○
2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
3	役員に占める女性割合に関する項目		
4	管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
6	その他「登用促進等」に関する項目	○	○
7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
9	短時間正社員制度の導入		
10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
12	その他	○	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	群馬県いきいきGカンパニー認証制度(1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 10, 12)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	群馬県いきいきGカンパニー優良事業所(1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 10, 12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 あり	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	群馬県働き方改革推進会議
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1.有 2.無	問17-1 名称	男女共同参画データブック
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	1	定期の場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 ○ 4. その他 ( ぐんま男女共同参画センター )			

## 問18-1 2021年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ぐんま女性活躍大応援団 ・DV被害者等支援事業 ・センター通信「とらいあんぐるん」の発行 ・県ホームページ	女性活躍を応援する企業・団体を登録団体とし、登録団体からの女性活躍応援メッセージをホームページ等で発信 啓発リーフレット及びカードの作成、配布 男女共同参画におけるトピックスや男女共同参画を目指して活躍する人を紹介する広報紙をホームページで配信 生活こども課、ぐんま男女共同参画センターで主催する事業等を発信	374団体 (R3.6月末時点)	通年 通年 年4回程度 随時更新
2. 表彰 ・群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰 ・ぐんま輝く女性表彰	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでおり、他の模範であると認められる個人を表彰 女性の活躍推進として顕著な活動を行い、女性にとって身近なモデルとして活躍が見込まれる団体・個人、それらを支援する団体・個人を表彰	受賞者1名 受賞者2名・1団体	2021/6/24(表彰式) 2021/6/24(表彰式)
3. 講座 ・DV被害者支援等事業 ・県新規採用職員研修 ・とらいあんぐるんサロン(女性の交流・ネットワーク事業) ・女性のためのハッピーキャリアセミナー ・女子高校理工系チャレンジ支援セミナー ・LGBTQ講演会 ・女性活躍推進講演会	中学校・高校・大学等へのDV防止啓発講座 県新規採用職員を対象とした、男女共同参画に関する基礎的講座(資料配布のみ) 企業とのキャリアアップを目指す女性たちによるネットワークを構築し、情報交換等による女性の交流・キャリア形成を支援 女性のキャリア(スキル)アップを支援するためのセミナーを実施 女性の進出が少ない理工系分野の進路選択の魅力を伝えるため、生徒向け講義と実験、保護者向け説明会を実施 LGBTQへの理解を深めるための講演会を実施 女性も男性もそれぞれが自分らしく活躍できる社会を進めるための講演会	5~10校、1,500人程度 192 第1回:20人、第2回未定 未定 未定 限定公開による動画配信 100人	通年 R3.5 第1回9/5、第2回未定 未定 未定 8月下旬 10月~11月(予定)
4. 相談事業 ・とらいあんぐるん相談室(女性) ・男性電話相談 ・女性相談センターによる相談事業	女性対象の電話相談。生活の中で抱える不安や悩みについて、専門の相談員が相談に乗る。 男性が生活や仕事において抱える悩みについて、男性の専門相談員が電話で相談に乗る。 パートナーからの暴力等に対する相談対応	1,200件程度 50件程度 4,000件	通年 通年(毎月1回、第4日曜日、13~16時) 通年
5. 情報収集・提供 ・図書コーナー運営	男女共同参画に係る資料(図書・行政資料・雑誌・映像資料等)を収集し、貸し出しを実施		通年
6. 苦情処理 ・条例に基づく意見の申し出制度	男女共同参画に関する意見の申し出対応		通年
7. 交流促進 ・登録団体交流会 ・登録団体等との協働事業	男女共同参画に資する活動を行う団体をセンターで登録。情報交換等を行うための交流会を開催。 男女共同参画社会の形成に向けた活動を行っているグループ・団体と連携・協働し、事業を開催	32団体 未定	未定 随時
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・男女共同参画推進員設置	企業における男女共同参画を推進するため、推進員を選任してもらい、情報提供を実施(問15群馬県いきいきGカンパニー認証制度とも連携)	663事業所 (R3.6月末)	通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・男女共同参画データブック	男女共同参画の視点から取りまとめた県内の統計データの更新		通年
11. その他 ・貸室事業	男女共同参画社会の形成に向けた活動を行う団体等に活動の場を提供(ぐんま男女共同参画センター)		通年

## 問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名	群馬県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 欠席事由として明記した規定がある。 2. 欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	2	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. その他	1	
規 則 名	群馬県議会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の弔事、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他( )	2	
規 則 名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1	公務、出産、家族の弔事、やむを得ない事由	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	2	
行っている取組	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ( )		
規 則 名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	2	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2	
規 則 名	条文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの

具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕
計画、指針名	群馬県地域防災計画(風水害・雪害対策編、震災対策編等共通)
該当部分の規定	7 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備 県(生活こども課)及び市町村は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、男女共同参画担当部局(県にあっては生活こども課)、危機管理担当部局(同危機管理課)、福祉部局(同健康福祉部各課)、保健所、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。 なお、平常時及び災害時における県の男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割は概ね次のとおりとする。 (1) 男女共同参画担当部局(生活こども課) ・発災時には、必要な情報を市町村男女共同参画担当部局等に提供するとともに、男女共同参画の視点からの災害対応が実施されるよう市町村及び県関係部局に促す。 ・避難所が開設された場合には、避難生活に関する相談窓口の周知に努める。 (2) ぐんま男女共同参画センター ・男女共同参画の視点に基づく防災について、平常時から情報収集や関係機関・市町村への情報提供を行うとともに、普及啓発に努める。

調査時点コード: 1

1. 2021年4月1日 2. その他(西暦) ( )

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 2019年7月28日	～	2023年7月27日
副知事		2 人	(女性 0 人、	男性	2 人)

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付けています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	48	7	14.6	
	都道府県防災会議(委員のみ)	47	7	14.9	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	14	1	7.1	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	1	100.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	3	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	2	10.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	3	3	100.0	
2	国土利用計画地方審議会	14	6	42.9	
3	土地利用審査会	6	3	50.0	
4	都道府県交通安全対策会議	14	1	7.1	
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	24	10	41.7	
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	24	10	41.7	
7	精神医療審査会	28	9	32.1	
×	8 都道府県生活衛生適正化審査会				
	9 都道府県医療審査会	23	7	30.4	
	10 准看護師試験委員会	9	5	55.6	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	33	12	36.4	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	21	9	42.9	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	7	50.0	
	15 国民健康保険審査会	9	3	33.3	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	15	6	40.0	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	12	7	58.3	
	19 建築審査会	7	4	57.1	
	20 都道府県建築士審査会	7	3	42.9	
	21 都道府県都市計画審議会	14	2	14.3	
	22 開発審査会	7	4	57.1	
	23 私立学校審議会	14	6	42.9	
×	24 石油コンビナート等防災本部				
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
×	28 地方港湾審議会				
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	15	6	40.0	
	31 介護保険審査会	12	5	41.7	
	32 都道府県固定資産評価審議会	11	3	27.3	
	33 感染症の診査に関する協議会	19	2	10.5	
	34 警察署協議会	161	77	47.8	
	35 土地収用事業認定審査会	7	4	57.1	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
	37 都道府県国民保護協議会	30	1	3.3	
	38 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	2	22.2	
	44 留置施設視察委員会	4	1	25.0	
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	21	1	4.8	
	46 指定難病審査会	9	0	0.0	委員は全て専門医師であり、女性も増えてはいるが、関係機関から推薦されるような上席者が少ないため
	47 小児慢性特定疾病審査会	3	0	0.0	委員は全て専門医師であり、女性も増えてはいるが、関係機関から推薦されるような上席者が少ないため
	48 行政不服審査会	3	1	33.3	
×	49 地域医療対策協議会				
	50				
	51				
	52				
	53				
	合計	662	230	34.7	
	女性委員0の審議会数	2			

## 3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	0	0.0	
6	都道府県労働委員会	15	2	13.3	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会				委員会なし
9	内水面漁場管理委員会	13	5	38.5	
	合 計	54	14	25.9	
	女性委員0の委員会数	2			